

臨海副都心まちづくりガイドライン ― 改定 ― 【新旧対照表】

ページ	変更前	変更後
	■臨海副都心まちづくりガイドライン ― 2022 改定 ―	■臨海副都心まちづくりガイドライン ― 2026 改定 ―
P 2	I ガイドライン策定の趣旨 はじめに （１）「臨海副都心まちづくりガイドライン―2022 改定―」の位置付け ア 「臨海副都心まちづくりガイドライン―2022 改定―」は、まちづくりの誘導を行うため、開発の進捗状況や「まちづくり都民提案」の優秀提案の趣旨等を踏まえて改定した「臨海副都心まちづくりガイドライン―2016 改定―」を、東京 2020 大会のレガシーや社会経済情勢の変化を踏まえたものとして改定するものである。 イ （略） ウ （略）	I ガイドライン策定の趣旨 はじめに （１）「臨海副都心まちづくりガイドライン―2026 改定―」の位置付け ア 「臨海副都心まちづくりガイドライン―2022 改定―」は、まちづくりの誘導を行うため、開発の進捗状況や「まちづくり都民提案」の優秀提案の趣旨等を踏まえて改定した「臨海副都心まちづくりガイドライン―2016 改定―」を、東京 2020 大会のレガシーや社会経済情勢の変化を踏まえたものとして改定したものである。 <u>「臨海副都心まちづくりガイドライン―2026 改定―」は、「バイエリアにおける立体的な緑の整備に係る規定の取扱い指針」（令和 6 年 3 月）や「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」（令和 8 年 3 月）等を踏まえ、改定するものである。</u> イ （略） ウ （略）
P 2	I ガイドライン策定の趣旨 はじめに （２）適用範囲 臨海副都心地域全域を適用範囲とする。ただし、有明北地区については、基本的な考え方を示し、詳細については「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン―改定―」（令和 4 年 1 月）による。	I ガイドライン策定の趣旨 はじめに （２）適用範囲 臨海副都心地域全域を適用範囲とする。ただし、有明北地区については、基本的な考え方を示し、詳細については「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン―改定―」（令和 8 年 8 月）による。
P 8	II まちづくりの基本方針 1 土地利用方針 （１）都市機能配置 ① 業務機能 ア～エ （略）	II まちづくりの基本方針 1 土地利用方針 （１）都市機能配置 ① 業務機能 ア～エ （略） <u>オ データセンター機能については、区域別土地利用方針等に基づき、にぎわい等にも配慮した配置とするとともに、「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」を踏まえ、まちづくりや環境との整合を図る。</u>

ページ	変更前	変更後
P 44	Ⅲ まちづくりの計画指針 2 開発誘導指針 （３）その他 １）植栽 【基本認識】 （略） 【指針】 ア 敷地内植栽 （ア）敷地内のオープンスペース等には、緑豊かな環境を形成するため、臨海副都心の特性を踏まえて、積極的に植栽を行う。 ・新築時において、緑化面積は対象とする敷地面積の 40％以上とする。 ・対象とする敷地面積は、安全上、衛生上及び環境上、屋上緑化ができない部分を配慮したものとする。 ・緑化にあたっては、地上部、特に接道部の緑化を優先する。 ・建築物の屋上・壁面等については、可能な限り緑化し、屋上緑化部等については、ビル利用者等が利用できるように努める。 ・地元区等において別途基準を定めている場合には、当該基準も満たす緑化を行う。 ・緑の良好な維持管理に努める。 （イ）～（ウ） （略） イ （略）	Ⅲ まちづくりの計画指針 2 開発誘導指針 （３）その他 １）植栽 【基本認識】 （略） 【指針】 ア 敷地内植栽 （ア）敷地内のオープンスペース等には、緑豊かな環境を形成するため、臨海副都心の特性を踏まえて、積極的に植栽を行う。 ・新築時において、緑化面積は対象とする敷地面積の 40％以上とする。 ・対象とする敷地面積は、安全上、衛生上及び環境上、屋上緑化ができない部分を配慮したものとする。 ・緑化にあたっては、地上部、特に接道部の緑化を優先する。 ・建築物の屋上・壁面等については、<u>「ベイエリアにおける立体的な緑の整備に係る規定の取扱い指針」を踏まえ</u>、可能な限り緑化し、屋上緑化部等については、ビル利用者等が利用できるように努める。 ・地元区等において別途基準を定めている場合には、当該基準も満たす緑化を行う。 ・緑の良好な維持管理に努める。 （イ）～（ウ） （略） イ （略）
P 48	5）環境保全 【基本認識】 （略） 【指針】 ア～カ （略） キ <u>自然エネルギーの利用</u> <u>太陽光発電、風力発電や太陽熱利用など、自然エネルギーを積極的に利用する。</u> ク～コ （略）	5）環境保全 【基本認識】 （略） 【指針】 ア～カ （略） キ <u>省エネルギー・再生可能エネルギー</u> <u>「臨海副都心カーボンニュートラル戦略」を踏まえ、建築物や設備機器の省エネルギー性能の向上や、太陽光、風力、太陽熱など再生可能エネルギーの積極的な利用を図る。</u> ク～コ （略）
奥付	臨海副都心まちづくりガイドライン-2022 改定- 平成 19 年 2 月 （平成 21 年 3 月、平成 26 年 7 月、平成 27 年 8 月、平成 28 年 7 月、令和 4 年 1 月改定）	臨海副都心まちづくりガイドライン-2026 改定- 平成 19 年 2 月 （平成 21 年 3 月、平成 26 年 7 月、平成 27 年 8 月、平成 28 年 7 月、令和 4 年 1 月、<u>令和 8 年 8 月改定</u>）